

防衛大学校達第6号

防衛大学校の受託研究に関する訓令（昭和62年防衛庁訓令第10号）第5条第7項及び第14条の規定に基づき、防衛大学校における受託研究の実施に関する達を次のように定める。

昭和62年7月10日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校における受託研究の実施に関する達

改正 平成元年4月20日防衛大学校達第8号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
平成15年5月21日防衛大学校達第6号	平成19年1月9日防衛大学校達第1号
平成20年3月31日防衛大学校達第3号	平成21年3月31日防衛大学校達第6号
平成24年4月6日防衛大学校達第8号	平成28年3月31日防衛大学校達第3号
平成29年6月26日防衛大学校達第11号	平成30年3月30日防衛大学校達第4号
令和2年12月18日防衛大学校達第15号	令和5年9月25日防衛大学校達第12号

（趣旨）

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）における受託研究の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受託研究の受諾のために必要な条件）

第2条 受託研究の受諾は、次に掲げる条件を具備しなければ、これを行うことができない。

- (1) 受託研究は、研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 受託研究により第三者に損害が発生し、かつ、国に賠償責任が生じたときは、その損害が国の職員の故意又は重大なる過失による場合を除き、その損害の賠償については、委託者が負担すること。
- (3) 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）は委託者が当該研究の開始の日の前日までに納付すること。
- (4) 受託研究費により取得した資料及び設備は、返還しないこと。

(研究担当責任者)

第3条 受託研究を実施する場合は、当該受託研究を総括し、研究担当者その他受託研究に参加している者に必要な指示及び指導を行う等、当該受託研究を適切に実施するため研究担当責任者を置かなければならない。

(申請書の受理等)

第4条 防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、委託者から研究委託申請書（以下「申請書」という。）の提出があったときは、研究担当責任者を定め、申請書の写しを当該研究担当責任者の所属する学群長を通じて、研究担当責任者に送付するものとする。

(研究実施計画書)

第5条 前条の規定により送付を受けた研究担当責任者は、受託研究実施計画書（別紙様式第1）を作成し、学校長に提出するものとする。ただし、研究担当責任者、研究担当者、当該各担当者の所属する学群又はグローバルセキュリティセンターの恒常的な教育研究に支障を生じるおそれがある場合は、当該学群長が、その旨を学校長に上申するものとする。

(受託研究費の算定)

第6条 前条の規定による受託研究実施計画書に記載する受託研究費については、別紙「受託研究費算定基準」に従って算定するものとする。

(受託研究審査委員会)

第7条 第5条の規定による提出のあつた受託研究実施計画書は、防衛大学の受託研究に関する訓令（昭和62年防衛庁訓令第10号）第5条に規定する受託研究審査委員会（以下「委員会」という。）において、その内容を審議するものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集し、諮問の都度開催する。ただし、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審査することはできない。
- 3 委員会の議決は、出席した委員数の3分の2以上をもつて決するものとする。この場合、委員が研究担当責任者及び研究担当者である場合は、議決に加わることができない。
- 4 委員会の委員のうち、官職名指定による委員以外の委員の任期は、2年とし、その委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、必要に応じ研究担当責任者及び研究担当者を含め委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 6 委員長は、委員会の議決に基づき答申書（別紙様式第2）を作成し、学校長に提出するものとする。この場合、委員の意見が一致しない案件については、反対意見を付するものとする。
- 7 この条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(受諾決定の原則)

第8条 受託研究の受諾の決定は、その受託研究の実施が大学の恒常的な教育研究に支障を生ずるおそれがあるときは、これを行わないものとする。

(受諾決定通知)

第9条 学校長は、受託研究の諾否の決行を行うに当たっては、第5条に規定する受託研究実施計画書について委員会の意見をあらかじめ聴取するものとし、当該受託研究の受諾を決定したときは、その内容を受託研究受諾決定書（別紙様式第3）により契約担当官及び学群長を通じて、研究担当責任者及び委託者に速やかに通知するものとする。

（契約締結）

第10条 前条の規定に基づく受託契約の契約書（標準）の様式は、別紙様式第4によるものとする。

- 2 契約担当官は、契約を締結したときは、債権発生通知書を歳入徴収官に、契約書の写しを物品管理官に、それぞれ送付するものとする。
- 3 学校長は、受託研究費の納付並びに提供された資材及び設備（以下「設備等」という。）の受領の報告を受けたときは、受託研究開始通知書（別紙様式第5）により研究担当責任者に通知するものとする。

（物品の取得）

第11条 受託研究費による物品の取得手続きは、別に定める物品調達伺に受託研究用であることを明示して、物品管理官に送付するものとする。

（提供設備等の管理）

第12条 委託者から提供された設備等の受領、供用及び返還は、物品管理官が行う。

- 2 委託者から提供された設備等を受領する場合は、受領書を作成し、委託者に交付するものとする。
- 3 研究担当責任者は、委託者から提供された設備等の供用を受ける場合は、物品供用官に請求し、物品供用官は、物品管理官に対し受託研究用であることを明示した供用票をもつて請求するものとする。
- 4 研究担当責任者は、受託研究を完了し又は中止した場合は、前項により供用を受けた設備等の使用、消耗の状況を物品供用官に報告し、物品供用官は、材料使用明細書によりその状況を物品管理官に報告するとともに、設備等の残量は、受託研究用であることを明示した返納票を添えて物品管理官に返納するものとする。
- 5 物品管理官は、前項により返納された設備等は、返品書を添えて委託者に返還するものとする。
- 6 第2項から前項に規定する受領書、供用票、材料使用明細書、返納票及び返品書の様式は、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第40条第2項の各様式を準用する。

（研究の中止等）

第13条 研究担当責任者は、やむを得ない事由により当該受託研究を中止又は期間を延長する必要が生じたときは、受託研究中止・期間延長承認申請書（別紙様式第6）を学校長に提出するものとする。

- 2 学校長は、前項の申請について委員会の意見を聴取のうえやむを得ないと認めるときは、当該受託研究を中止し又はその期間を延長することを決定し、その旨を契約担当官、研究担当責任者及び委託者に通知するものとする。

3 契約担当官は、前項の期間延長の決定に伴い、契約を変更する必要があるときは、第10条の手続きを行うものとする。

(完了の報告等)

第14条 研究担当責任者は、研究が完了したときは、その成果を委員会に報告のうえ、受託研究完了報告書（別紙様式第7）により学校長に速やかに報告するものとする。

2 受託研究完了後における研究成果の委託者への通知は、学校長が行うものとする。

(精算)

第15条 研究担当責任者は、受託研究が完了し又は中止したときは、受託研究費精算明細書（別紙様式第8）を作成し、受託研究完了報告書又は受託研究中止・期間延長承認申請書に添付し、学校長に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による受託研究費精算明細書に基づき、納付された受託研究費の予定額について精算し、契約担当官に通知しなければならない。

(特許権等)

第16条 特許権、実用新案権及び意匠権については、職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号）及び防衛省所管国有特許権等の管理に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第2号）の規定に基づき、処理するものとする。

(事務)

第17条 大学校における受託研究に係る事務は、先端学術推進機構事務室において行うものとする。

附則

この達は、昭和62年7月10日から施行する。

附則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。

2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）抄

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年5月21日防衛大学校達第6号）

この達は、平成15年5月21日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則（平成20年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年6月26日防衛大学校達第11号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日防衛大学校達第 4 号）
この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日防衛大学校達第 15 号）
この達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 25 日防衛大学校達第 12 号）
この達は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別紙（第6条関係）

受託研究費算定基準

1 直接経費

(1) 謝金

当該研究に必要な協力者に対して支払う経費（専門的、技術的知識等の提供に必要とする経費）

(2) 研究旅費

当該研究の遂行に必要な調査等の旅行に要する経費・・・必要実費額（国家公務員の旅費に関する法律及び防衛省所管旅費取扱規則により算出した額の範囲内とする。）

(3) 備品費

当該研究の遂行上特に必要とする機械、器具の購入に要する経費（品名、規格等により算出する。）

(4) 消耗品費

当該研究に必要な消耗品（実験材料、図書、文具等）の購入に要する経費

(5) 通信運搬費

当該研究に必要な研究連絡、事務連絡のために必要な電話料金等に要する経費（委託者の所在地と電話連絡・・・10分間3回を算定する。）

(6) 役務費

当該研究の遂行のため必要とする役務に要する経費

(7) その他

必要の都度算定する。

2 間接経費

人件費、機器損料等とし、上記直接経費の30%に相当する額とする。

経費合計＝（1 直接経費 ＋ 2 間接経費）

* 百円未満は百円に切り上げるものとする。

* * この基準は、必要の都度見直しをするものとする。

別紙様式第1（第5条関係）

年 月 日

受託研究実施計画書

防衛大学校長 殿
(〇〇学群長経由)

研究担当責任者

所属:

官職:

氏名:

防衛大学校における受託研究の実施に関する達第5条の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 委託者の住所及び氏名
- 4 研究に要する経費 円
(明細は付紙第1のとおり。)
- 5 研究期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 6 提供資料、設備、派遣研究補助者等
付紙第2のとおり。
- 7 その他参考事項

付紙第1

受託研究費明細書

費 目		金 額	適 要	
直 接 経 費	受託研究謝金	(円)		
	受託研究旅費			
	受 託 研 究 費	備 品 費		
		消 耗 品 費		
		通 信 運 搬 費		
		役 務 費		
		そ の 他		
	小 計			
計				
間 接 経 費				
合 計				

付紙第2

1 提供資材

名 称	単 位	数 量	備 考

2 提供設備、備品

名 称	単 位	数 量	型 式	仕 様	備 考

3 派遣研究補助者

氏 名	職 名	年 齡	住 所	派 遣 期 間	備 考

別紙様式第2（第7条関係）

年 月 日

答 申 書

防衛大学校長 殿

受託研究審査委員会
委員長

年第 回受託研究審査委員会において審議の結果、下記のとおり答申する。

記

整理 番号	研究 題 目	可 否	摘 要 (反対意見等)

別紙様式第3（第9条関係）

年 月 日

受託研究受託決定書

殿

防衛大学校長

年 月 日付で申請のあった下記の研究は、審査の結果、受託研究として受託することに決定したので通知する。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究に要する経費
- 4 研究期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 研究担当責任者又は委託者の住所及び氏名
- 6 その他参考事項

研究の受託に関する契約書

契約担当官 防衛大学校長（以下「甲」という。登録番号：T8000012050001）と
_____（以下「乙」という。）は、次の事項により研究の受託に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の研究を乙の委託により実施する。

- (1) 研究の題目
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容
- (4) 研究の実施期間

（経費の納付）

第2条 研究に要する経費（以下「研究費」という。）の予定額は、_____円
（うち消費税額及び地方消費税額 _____円。適用税率 %（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を合算した率。））とする。

2 乙は、歳入徴収官等の発行する納入告知書によつて前項の金額を納付するものとする。

（経費の精算）

第3条 甲は、乙が納付した研究費の予定額を精算した場合において研究費に不足が生じたときは、乙は、その不足分を歳入徴収官等の発行する納入告知書により納付するものとする。

2 前項の場合において過剰額があるときは、甲は、これを乙に返還しないものとする。

3 研究費により取得した資材及び設備備品については、甲は、乙に返還しないものとする。

（提供物品）

第4条 乙は、甲が研究を開始する前に別紙の研究用試料、その情報、資材及び設備備品（以下「提供物品」という。）を提供するものとする。

2 前項の提供物品の搬入、取付け、調整、取りはずし及び撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。

- 3 研究が終了又は中止したときは、甲は、乙からの提供物品のうち費消したものを除き、乙に返還するものとする。

(付帯設備)

第5条 研究を実施するために必要となる付帯設備等については、これを乙が自らの負担において行うものとする。

- 2 乙は、前項の付帯設備等を設けるときは、事前に甲の承認を得るとともにその指示に従うものとする。

- 3 乙は、前項において実施した付帯設備等について、研究終了後速やかに自らの負担において原状に回復し、甲の承認を得るものとする。ただし、甲が原状回復を不要と認めたものについては、この限りでない。

(人員の派遣)

第6条 乙は、別紙の研究補助者を派遣するものとする。

- 2 研究補助者に係る雇用上の義務は、一切乙の負担とするものとする。

(研究の中止等)

第7条 乙は、第1条の委託した研究を一方的に中止することはできない。

- 2 甲は、天災その他やむを得ない事由によつて研究の実施に支障が生じたときは、この研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合、甲は、その事由を乙に通知するものとする。

(研究結果の通知)

第8条 甲は、研究を終了したときは、遅滞なくその結果を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前条の規定に基づき研究を中止した場合において、必要があるときは、遅滞なくその結果を乙に通知するものとする。

(研究結果の公表)

第9条 甲は、研究を実施することにより得られた結果を公表する場合は、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

- 2 前項の場合において、甲が学術的意図に基づき、学会・学会誌等に発表する場合、乙は、これを拒んではならない。ただし、乙の業務上秘密に属する事項はこの限りでない。

(特許権等)

第10条 研究の業務を担当する甲の職員が当該研究について発明をしたことにより、取得した特許を受ける権利又は特許権で国が承継したものについては、乙が防衛 装

備庁長官と特許権の通常実施権の許諾に関する契約を締結した場合は、甲に速やかにその旨を通知するものとする。

2 前項の規定は、実用新案権及び意匠権について準用する。

(賠償責任)

第11条 研究の実施に起因して、第三者に対する損害が発生し、かつ、甲に賠償責任が生じたときは、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。

2 甲は、第7条第2項の規定による研究の中止又は延長により生じる一切の損害につき、その責任を負わないものとする。

第12条 甲は、第4条及び第5条の規定により、乙から受けた提供物品及び付帯設備等が滅失し、又はき損したことにより乙が損害を受けた場合においても甲の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償責任を負わないものとする。

2 乙は、提供物品、付帯設備等及び派遣研究補助者に起因して、甲が損害を被ったときは、甲の損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき契約を解除した場合には、乙は、その時まで必要経費を負担するものとする。

3 前項における負担の整理は、第3条、第4条及び第5条に準じて行うものとする。

(債権の保全)

第14条 乙は、甲に対し、この契約により金銭債務を負うことになる場合には、法令の規定によるほか、次の各号に従うものとする。

(1) 乙は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として当該債務金額に対して、甲が定める履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 % (国の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和31年政令第337号) 第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率とする。) の割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

(2) 甲は、債権の保全上必要があると認めるときは、乙の業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(3) 乙が前号に掲げる事項に従わないときは、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(補則)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

(注) この様式により難しい場合は、所要の変更を加えることができるものとする。

別紙様式第5（第10条関係）

年 月 日

受託研究開始通知書

殿

防衛大学校長

委託者 _____ に係る受託研究の研究開始を通知する。

別紙様式第6（第13条関係）

年 月 日

受託研究中止・期間延長承認申請書

防衛大学校長 殿
(〇〇学群長経由)

研究担当責任者

所属：

官職：

氏名：

防衛大学校における受託研究の実施に関する達第13条の規定に基づき、下記のとおり受託研究中止・期間延長したいので、申請する。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の住所及び氏名
- 3 中止・期間延長を必要とする理由
- 4 期間延長に伴い、必要となる経費
- 5 延長期間 年 月 日まで
- 6 その他参考事項

添付書類：受託研究費精算明細書

別紙様式第7（第14条関係）

年 月 日

受託研究完了報告書

防衛大学校長 殿
(〇〇学群長経由)

研究担当責任者
所 属：
官 職：
氏 名：

年 月 日付で受託が決定された受託研究は、年 月 日から開始し、下記のとおり完了したので報告する。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的
- 3 研究の経過及び成果
- 4 研究終了年月日 年 月 日
- 5 研究に要した経費
- 6 その他参考事項

添付書類：1 受託研究費精算明細書
2 成果報告書

別紙様式第8（第15条関係）

受託研究費精算明細書

費 目		予 定 額 (A)	使 用 額 (A)	過 不 足 額 (C)=(A)-(B)	適 要	
		(円)	(円)	(円)		
直 接 経 費	受託研究謝金					
	受託研究旅費					
	受 託 研 究 費	備 品 費				
		消 耗 品 費				
		通 信 運 搬 費				
		役 務 費				
		そ の 他				
	小 計					
	計					
間 接 経 費						
合 計						